

令和元年6月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	令和元年6月28日(金)、7月1日(月)
所属委員	[副委員長]伊藤達也 [委員] 三村博隆 橋本徹 先崎温容 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…12件
：承認…1件

※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(6月28日(金))

橋本徹委員

土9ページ、土木災害復旧費の2億6,107万3,000円は大熊町の海岸の整備とのことだが、小良ヶ浜地区の債務負担行為との関連について聞く。

河川整備課長

小良ヶ浜地区海岸の債務負担行為の設定について、早急に海岸保全施設を復旧することで海岸の侵食を防ぐため、令和元年度から2年度にかけて債務負担行為を設定して適正な工期を確保するものである。

橋本徹委員

土9ページ、国庫内示による補正に関する大熊町の海岸の整備とあり、債務負担行為との関連について聞くため質問した。再度答弁願う。

河川整備課長

大熊町小良ヶ浜海岸の消波堤が5,000万円の増加、双葉町細谷地区海岸が9,780万円の増加、大熊町の夫沢川の用地補償が6,000万円の増加、富岡町小良ヶ浜区海岸の消波工が5,000万円の増加、公共事業負担金の内示増が390万円の増加であり、これらを合わせた金額となっている。

橋本徹委員

債務負担行為とは別の消波ブロックの設置とのことだが、別の工事か。

河川整備課長

同じ箇所であり、合わせてこの金額となっている。

土木総務課長

災害復旧費の補正については、ことし2月の災害査定を受けて、急遽6月補正に計上することになり、この箇所については事務的経費も含めて4カ所ほど計上した。そのうちの富岡町の小良ヶ浜、大熊町の小良ヶ浜については、規模が大き

いことと早期の完成を目指すとの趣旨から債務負担行為を設定しており、2カ所とも災害復旧に関連する同一箇所の工事である。

橋本徹委員

土42ページ、議案第27号の工事請負契約の一部変更について、計画変更に伴うものとのことだが、具体的にどのような計画の変更に伴い、工期や金額がふえたのか。

道路整備課長

当初の想定よりも地山が緩く、道路の下にコンクリートを敷いて補助工法を強化する必要があったため費用を増額し、また、工種が増えたことによる工期延長である。

阿部裕美子委員

土35ページ、県の行う建設事業等に対する市町村の負担について、市町村の財政がなかなか厳しい中で、県の行う建設事業については市町村負担をやめるべきであるが、今回の砂防施設整備事業の市町村負担率を聞く。あわせて、近隣県の状況も聞く。

砂防課長

砂防事業の市町村負担については、急傾斜地対策に係る事業について事業の規模等によるが、5%もしくは10%の負担金を受けている。近隣県の市町村負担率について、東北6県では最大20%としている県がある。

阿部裕美子委員

急傾斜地に対応する市町村負担率の基準となる考え方はあるか。近隣県では20%まで負担している県もあるとのことだが、近隣県の市町村負担率の資料の提供を求める。

砂防課長

国から示された負担率に基づいて5%、10%、20%という負担率を定めている。負担割合については、斜面の規模等によっておおむね3段階で示されている。近隣県の市町村負担率の資料提供については、東北6県分でよいか。また、資料の提出の要否については委員長に判断願う。

小林昭一委員長

ただいま阿部委員から資料請求があったが、執行部では資料の提出は可能か。

砂防課長

資料の提出は可能である。

小林昭一委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林昭一委員長

異議ないと認める。いつまでに提出可能か。

砂防課長

7月1日までに提出可能である。

小林昭一委員長

それでは、7月1日までに資料15部を提出願う。

円谷健市委員

議案第27号について、先ほど橋本委員が質問したが、この事業は大変大きな事業であり、8億円を増額している。山が緩いためコンクリートを敷くとの答弁であったが、金額が大きいため、8億円の増額理由を詳しく説明願う。

道路整備課長

流紋岩のトンネルであり、当初はコンクリートが必要ない部分であったが、一部亀裂があり崩れやすい部分が確認でき

たため、約5,000㎡のコンクリートを増加した。

円谷健市委員

それだけ金がかかるため仕方がないと思う。大きな事業でいろいろな問題が出てきて変更を行うことは理解できるが、金額が大きいため、県として妥当かどうかも含めて慎重に検討していくべきである。そういった意味で質問したが、大きな金額の変更に對し、もう少し詳しく説明願う。

道路整備課長

コンクリートの形状について、通常は上の部分だけをコンクリートで巻くが、地山が弱いところは、その下もいわゆるリング閉合という方法でぐるっとコンクリートで巻く仕組みである。当初の地質調査では丈夫な岩でありその下の部分はコンクリートは必要ない設計であったが、毎日地質を確認した結果、コンクリートが必要と判断した。

先崎温容委員

土37～38ページの流域下水道の維持管理費の関係で、下水道法第31条の2第1項の規定について説明願う。また流水量や金額の設定について、汚泥溶融分は0.1円で大体統一され、処分汚泥量は1t当たり1万8,483円のところが多いが、白河市は2万2,017円と少し金額が違う。また、水処理分は56.3円のところが多い中で二本松市が172.09円、田村市が167.81円とあるが、違いについて説明願う。

下水道課長

流域下水道について、県内では福島市を中心とする県北処理区、二本松処理区、田村処理区、郡山市を中心とする県中処理区の4処理区があり、それぞれで処理単価が違うため、金額が変わっている。

下水道法第31条の2の第1項については、本来下水道の管理は市町村が行うものだが、2以上の市町村にまたがる場合に限り都道府県が行うことができることから、市町村に応分の負担を求めることができるとするものである。

勅使河原正之委員

土50ページ、民事調停の申し立てについて聞く。

再三にわたる納付指導に応じないため民事調停の申し立てを行うとのことであるが、申し立てを行う目安は月数で見えるのか、または滞納金額で見えるのか。その基準はあるのか。

建築住宅課長

民事調停の目安については、一定程度の滞納額が生じた場合に行っており、月数では6カ月程度、金額では10万円以上の滞納を目安として民事調停を行っている。

阿部裕美子委員

土41ページ、有料道路の利用計画の変更について、消費税増税による変更とのことだが、普通車に変更がない理由を聞く。

道路計画課長

消費税の一部改正に伴う料金の変更については、全体の増加分を2%相当の範囲内におさめる必要があり、消費税の变化率は108分の110で1.85%である。仮に普通車を10円値上げしてほかを据え置いた場合、全体で2.18%の増加となってしまうため、普通車の価格を据え置いた。

阿部裕美子委員

土48ページ及び49ページ、訴えの提起について、訴えられる方の世帯構成や滞納状況を聞く。

建築住宅課長

家族構成については個人情報に該当するためどちらかは特定しないが、片方が3人家族で子供が1人である。もう一方は、配偶者と2人家族である。滞納状況については、議案第29号は17万円程度、議案第30号は60万円程度を滞納している。

阿部裕美子委員

今回提訴する2件は、調停は行わずいきなり提訴するのか。

建築住宅課長

1件は使用許可期限が過ぎ、もう1件は高額所得者であるため、それぞれ退去が必要である。主に家賃支払いを求める民事調停にはなじまないため、最初から提訴するものである。

阿部裕美子委員

滞納理由は把握しているか。

建築住宅課長

滞納理由については説明がないためわからず、再三にわたり退去及び家賃に該当する金額の支払いを求めているが、誠意ある対応が見られないため提訴することとなった。

阿部裕美子委員

これまでもいろいろなケースがあったが、提訴となると結局追い出されるということであり、高額所得でありながらも支払いできない事情や状況をしっかり把握すべきである。住まいが生活の基本であるため、そこから追い出されたときにどのような事態になるかわからない。かつて追い出された方がハウスの中で死亡していた事例もあるため、追い出すことは責任が問われる。滞納理由を把握し、福祉関係と連携した対応も求められることから、調停なしに提訴する方法はいかかなものかと意見を述べておく。

三村博隆委員

土41ページ、午前中に答弁があった内容だが、あぶくま高原道路の料金所が私の家のすぐ近所にあり、恐らく住民から金額の説明を求められるため確認する。

消費税の関連で料金を上げるとのことであり、一般の方から見ると、単純に2%分が上がると思う。先ほどの説明だと、それ以外にいろいろ計算方法がある中で、普通車については料金の値上げがふさわしくないと判断したと思うが、単純に2%値上げするだけではないのか。また、実際にどのような計算方法なのか聞く。

道路計画課長

基本的には消費税増税分の2%である108分の110、パーセンテージにすると1.85%を上げる形で考えているが、どうしても一円単位の端数が出てくる。普通車の場合、単純計算すると316円となり、それを四捨五入すると320円になる。そうすると、全体で1.85%を超えてしまうため、普通車については据え置きものである。ほかの車種については単純に1.85%を上げ、その端数を四捨五入したものが新しい料金である。

三村博隆委員

普通車は1.85%を掛けたときに316円になり、320円に上げてしまうと取り過ぎになってしまうため据え置き、軽自動車では250円に1.85%を掛けると260円を超える端数が出るため、取り過ぎにならないように10円上げる、ほかも同じ考え方でよいか。

道路計画課長

少し説明が足りない部分があったが、利用車種の比率としては、普通車が7割を占めている状況である。普通車を四捨五入して10円を上げてしまうと、ほかの車種を据え置いても全体で2%相当分を超えてしまうため、普通車については据え置かざるを得ない状況である。ほかの車種については、単純に2%を掛けて一円単位の端数を四捨五入したものが新しい料金となっている。車種ごとの利用台数のウェイトも加味した結果である。

三村博隆委員

普通車の利用割合が7割のため一定程度の配慮があるとのことであり、ほかの車種を2%ずつ上げていくと、軽自動車は5円、中型車は7.2円上がると思うが、四捨五入して10円、特大型車は20円値上げするとの理解でよいか。

道路計画課長

委員指摘のとおりである。

阿部裕美子委員

土51ページ、建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、この時期に改正する背景を聞く。

建築指導課長

条例の改正時期について、3の施行時期にあるように、建築基準法の一部を改正する法律が施行されることにより条例も改正するものである。

阿部裕美子委員

建築物の用途を変更して一時的に興行場等とするものだが、実際に実施される場合の安全性の担保の考え方を聞く。

建築指導課長

これまで既存の建物を一時的にほかの用途に転用する場合、用途規制や構造規制等があり、新築と同じ法規制がかかっていた。一方、一時的に使う仮設建築物の場合は期間が短いため、新築と同じ規定ではなく法の一部を適用しないとの緩和規定がある。今回、建築物を用途変更して一時的に興行場等とする場合は、一時的使用であれば仮設建築物と同じように法規制を緩和するものであり、これまで運用していた仮設建築物と同様の安全性は保たれるという考え方による改正である。

阿部裕美子委員

土62ページ、福島県建築士法関係手数料条例の一部改正について、これは、消費税増税の関連ではない改正か。

建築指導課長

2の改正の内容にある地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正は、ことしの10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げによるものである。

勅使河原正之委員

国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、昨年度から対応していると思うが、昨年度は98億円、今年度は84億円であり、来年度も予算要求して完了となるのか。国の計画に基づいて補助金と交付金を受けながら必要な箇所を再度点検、調査し、3年間で進めていくと思うが、国へ要望して予算を得るのか、または、国からの割り当ての中で優先順位を決めて事業を行うのか。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の全体像を聞く。

土木企画課長

国の交付金及び補助金を活用して、昨年度と今年度の2年間で約180億円の予算規模を編成している。危険箇所等について国に対して毎年度要望し、それに対して国から交付金等が配分される。3年目となる来年度分についても、委員指摘のとおり、これから国に要望しながら金額を確定していく。国全体では3年間で約7兆円の事業費を予定しており、その中で、今年度までに約5兆円の事業費が見込まれている。このような予算規模も踏まえながら、3年目の来年度についても必要額を要望していく。その中で、例えば砂防堰堤や電線共同溝などの大規模事業など3年間で終わらない事業もあるため、引き続き令和3年度以降の制度構築や予算確保について国へ要望しているところであり、引き続き機会を捉えて要望していく。

勅使河原正之委員

今までの全体図の中で必要箇所数を提示して、来年度に残り全部の予算を県に要望し、補助金や交付金が来なければ、補助事業でさらに進めていき、3年間の計画が1年間延びることになったとしても、国土強靱化に対応できるものを整備し、いち早く県民の安全・安心を確保していくとの流れの中で、この3年間で終わりだからその先はないということではなく、ある程度の担保もあると思う。要は次年度予算要求で必要な部分を要望し、補助金と交付金の中で全部獲得すればよい。そういった箇所は来年度要望ではどのぐらい抱えているのか。今年度が終了すると、全体計画の中で何%が終了し、残り何%を来年度に回そうとしているのかという全体像を聞く。

土木企画課長

先ほど2年間で180億円という規模を述べたが、箇所数では約240カ所程度を実施していく。3年目においても、国全体の枠を見据えながら必要な額と箇所を要求していく。また、全体でどのくらい残るかについてはこれから国へ要望してい

く中で調整しながら整理していく。

勅使河原正之委員

必要箇所について、例えばここまで完了すると8割は終了し、あと2割が残るといった全体のイメージはあるか。

土木企画課長

先ほど述べたように国の予算規模が全体で約7兆円、うち今年度までに約5兆円が見込まれている中で、本県においても、3年間でおおむねの計画箇所は完了できても、全てが終わるわけではないと考えている。そういったところについては令和3年度以降も引き続き国に制度構築と予算確保を求め、継続して対応できるように取り組む。

阿部裕美子委員

防災、減災の対応が大きな問題になっており、老朽インフラについては2014年から点検が行われ、5年目の平成30年度で一回りとなるが、県の管理道路の橋梁点検について、レベル3の早期措置段階の30年度までの統計は整理しているか。

道路管理課長

平成30年度点検分については現在集計中である。29年度までの点検内容は公表している。

阿部裕美子委員

最近地震が頻繁に起こっているため、老朽インフラの整備は早急に対応すべき状況である。早期措置段階として、平成29年度まで596カ所のうち227カ所が着手済みとのことであり50%にも到達していないが、目標は何%だったのか。

道路管理課長

一巡目の点検の次期点検完了までの努力目標として、レベル3の橋梁を補修することが要綱で定められている。

阿部裕美子委員

レベル3で着手済みがまだ227カ所であるため、約300カ所が残っていると思うが、この見通しと予算について聞く。

道路管理課長

現在国においても、橋梁の補修について要件を満たすと補助事業化または公共施設適正管理推進事業債の活用などを認めているため、予算の情報を仕入れながら、いろいろな方法で国へ予算要望等を行い、危険箇所の補修に取り組む。

阿部裕美子委員

その点を強化して早く安心できる状況にしてほしい。

国土強靱化地域計画進捗状況を見ると、土砂災害警戒区域指定率として目標値が50%と設定されているが、100%ではなく50%にした理由を聞く。

砂防課長

土砂災害警戒区域の指定の目標については、近年土砂災害の発生がかなり多くなっている状況を考え、早期指定に努めている。

阿部裕美子委員

本県の国土強靱化地域計画進捗状況でまとめられている表の中で、土砂災害警戒区域指定率の目標値が50%になっており、本来であれば100%を目標にして一日でも早く危険箇所を解消していくべきであるが、目標値を50%とした背景や理由を聞いている。

次長（河川港湾担当）

広島県の土砂災害以降、基礎調査の推進と指定に向けて取り組んでいる。委員指摘のとおり、一気に100%は難しいが、広島県の災害以降5年間で危険な箇所を公表することを目標に国が指導しており、それに向けて進めている。指定については市町村の意見を聞くことになっており、また、地元説明会も行っている。その中で風評被害を理由に指定に反対する意見も多少あり、その了解を得て指定に向けて進めるため、強靱化の目標年度である令和2年の時点で、指定については公表とは別に50%を目標として一生懸命取り組んだ結果、それ以上の成果を上げているが、その時点では50%という目標を設定して取り組んだということである。

阿部裕美子委員

土砂災害から保全される住宅戸数は現在1万4,766戸であり、目標値まで184戸残っている状況だが、今後の見通しを聞く。

砂防課長

土砂災害から保全される人家戸数については、令和2年度までに1万4,950戸を目標としており、平成29年度末現在では1万4,766戸となっている。現在、土砂災害対策については、要配慮者利用施設等の土砂災害の危険のあるところを優先して順次整備を進めており、工事が概成した箇所について人家戸数を積み上げている。正確な戸数は確定していないが、おおむね目標値は達成できる見込みである。

先崎温容委員

きのうの新聞にも掲載されていたが、県中建設事務所の企画管理部長や地域の方々の参加を得て、6月1日に小野町の早渡ふじ公園のお披露目が開催された。また、6月8日にこまちみどり愛護会が小野インターチェンジ周辺の整備を行い、私も6時から草刈りを手伝ってきた。今度は8月3日に行う予定であり、そのような整備状況を視察してきたことを報告する。

吉間田滝根線が復興道路として整備が進められているが、県で行う部分と国直轄で行う部分があり、用地取得等の進捗がおくれている状況が見受けられるため、進捗状況を聞く。

もう1点、小野町の右支夏井川の予算の獲得等の部分で少しおくれている状況だと思うが、進捗状況を聞く。

道路整備課長

吉間田滝根線については、現在進捗状況を確認中であり、今のところ2020年代初頭の完成を目指して工事を進めている。

河川整備課長

右支夏井川の進捗状況について、現在上流側については橋梁のかけかえ工事を進めており、あわせて、用地及び補償関係の手続を進めている。下流の車川との合流部については、今年度から新たに追加の補助事業を入れて進捗を図っている。

先崎温容委員

いろいろと部局で頑張ってもらい整備が進んでいる状況であるが、進捗がわかると、よいことをしているにもかかわらず地元から批判ではないが協力体制がうまく望めない事態も起きてしまう。

吉間田滝根線については私の地元であるが、作業車が多くなることにより傷みが本当に早いと思う。三春土木事務所長や県中建設事務所の職員とも話をしてオーバーレーンの都度世話になっている状況である。作業車が多くなる中で地元の交通事情のマイナス部分もふえてきており、待避所の設置等について、土木部で各事務所との連携を強化してほしい。

河川の進捗についても、追加の予算獲得を含めて地元の町村を交えて対応するよう要望しておく。

あぶくま高原道路の一部有料化については地元の町村や関係者から要望が上がっていると思うが、なかなか難しい状況はあると思う。地元の総意も本庁でうまく酌み上げてもらい、課題解決に向けて進めるよう要望する。

阿部裕美子委員

本県の木造住宅の耐震診断の制度及び木造住宅耐震化の改修制度について説明願う。

建築指導課長

本県の木造住宅の耐震診断及び改修の補助について、県から市町村へ補助を行い、市町村が県民に補助するスキームになっている。耐震診断については、昭和56年以前のを対象に、市町村からの要望等を酌み上げて予算化しているが、ほぼ診断費用に近い金額を補助している。改修については、いわゆる一般改修として現在求められている基準まで補強する場合については、改修補助費の2分の1かつ100万円を上限に補助している。また、段階的に改修する場合についても工事費の2分の1かつ60万円を上限に補助している。

阿部裕美子委員

補助事業の活用状況を聞く。

建築指導課長

耐震診断は平成17年度から事業を実施しており、30年度までに2,139戸の補助実績がある。改修については19年度から事業を実施しており、30年度までに計131戸の補助実績がある。

阿部裕美子委員

地震の対応という点では、個人住宅等の耐震を強化していくことが生命を守るために非常に重要な事業であると思う。積極的に活用される内容とするよう要望しておく。

耐震診断について、高知県や愛知県では南海トラフ地震を対象として低コストで診断できる取り組みが進んでいるが、本県はそのような取り組みをしているか。

建築指導課長

耐震診断については、先ほど述べたとおり、ほぼ診断費用に近い金額として15万4,000円を上限として補助している。低コストに向けた耐震診断の実施については、他県の状況などを研究していく。